

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科
会保健福祉部会における委員意見及び
本市の考え方

平成30年3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課
介護保険課

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会高齢者保険福祉部会（H30.2.8）における委員意見及び本市の考え方

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映の内容	備考
<p>議題 1（資料1-2）【パブリック・コメント手続きの実施結果】</p>					
1	中尾委員	資料1-2 2ページ 項番 6	<p>在宅医療については、医療ニーズがあるから行くのであって、いつでも往診に行くという趣旨のものではない。在宅医療を受けられる市民の方には、在宅医療の趣旨というものをもう少し周知していかないといけないと考えている。 認知症施策の推進に大阪府が一生懸命取り組んでいるのに、市民になかなか伝わっていないのではないか。</p>	<p>（健康局） 医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であると考えております。 そのため、地域の医療・介護の関係団体や関係者の協力を得ながら、在宅医療と介護が夜間・休日、容態急変時の対応など、切れ目なく提供される体制の構築をめざした取組みを進めるとともに市民の方への在宅医療の理解促進に努めていきます。 また、在宅医療・介護連携推進会議は、区においては、地域の課題抽出や対応策の検討を行い、市レベルでは広域的な連携や区に対する支援などを検討しています。 今後も在宅医療・介護連携推進事業の重要性を市民の方にご理解いただけるよう努めてまいります。</p> <p>（認知症G） 本市では、ホームページや各種広報物において本市の認知症施策に関する広報啓発を行うほか、認知症初期集中支援チームを配置している認知症強化型地域包括支援センターをはじめ市内66か所に設置している地域包括支援センターの日ごろの活動や、認知症サポーター養成講座など、様々な場面において、本市の認知症施策や市民の認知症に関する知識と理解を深めてもらうための普及啓発に取り組んでまいります。 また、今月（2月）13日には、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点から、認知症の人やその家族が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を発信するとともに、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めるため、認知症の人やその家族が自らの言葉で語る会議を開催しました。また、認知症の人が大阪のまちの住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざし、市長による「認知症の人をささえるまち大阪宣言」を行い、素案P104 - 第7章 - 2 - (1) - 「認知症の方への支援」の「今後の取組み」に、その内容を反映しております。 今後さらに、市民の認知症への理解が深まるよう、認知症の知識や本市認知症施策に関する普及啓発に取り組んでまいります。</p>	素案に反映
2	白澤委員	資料1-2 3ページ 項番 10 11	<p>市民からこれだけ具体的な意見をいただいているのだから、その内容を計画に反映させてほしい。 特に項番11の見守りについての意見など、積極的な意見はできるだけ素案に反映させていくことが必要だと思うし、障がいや高齢だけでなく、政策的な意見はなるべく計画に反映させたいと思うよう努力していただければありがたい。 また、自立支援型地域ケア会議に当事者が参加を望むような意見については、必要などきは、当事者もをいれるなども盛り込むなど、そのような観点で計画の点検を行っていただきたい。</p>	<p>（地域福祉） 委員のご指摘を踏まえて、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～32年度）（素案）」に対するパブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方」の本市の考え方「項番11」について、見守りについてのご意見の内容が明確になるよう次のとおり下線を追記します。 「このように、地域と行政とが一体となって見守り活動の取組みを進めてきており、ご意見のとおり、そのことが重要であると考えておりますので、「地域と行政が一体となって」という内容の文言を素案P93 - 第7章 - 1 - (3) - 「現状と課題」に追記させていただきます。ご意見もふまえ、今後も引き続き地域における見守りネットワークの強化に努めてまいります。」</p> <p>（高齢福祉課認知症グループ） 委員のご指摘を踏まえて、大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～32年度）（素案）」に対するパブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方」の本市の考え方「項番10」について、次のとおり下線を追記します。 自立支援型のケアマネジメントを検討するための地域ケア会議は、地域で活動するケアマネジャーによる自立支援のためのケアマネジメントを支援することが目的であることや、支援の検討にあたって本人や家族が不在のほうが有効であるケースも存在することから、地域ケア会議の開催にあたっては、個々のケースごとに目的達成のために最も適切な参加者出席していただくことが重要であると考えていることから、いただいたご意見を受けまして、素案P91 - 第7章 - 1 - (2) - 「今後の取組み」の記載に「地域ケア会議の開催にあたっては、当事者である高齢者を含め、個々のケースごとの目的達成のために最も適切な参加者により開催することができるよう取組みます。」と内容の追記を行います。」</p>	素案に反映

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映の内容	備考
3	森委員	資料1-2 10ページ 項番 30	<p>パブリック・コメントの項番30の住宅改修工事に関する意見ついて、「住宅改修費が高いが、自己負担が低いからポツククリになっている」との意見趣旨であり、適切な住宅改修工事が行われていないのではないかと考えているが、パブリック・コメントに対する大阪市の考え方が「利用者が施工業者を自由に選べるから問題ない」というような表現になっている。</p> <p>しかし、高齢者が自分に合った手すりか、どのような手すりなのか、どこに付けたいのか、具体的なことがわからないから、工事業者が余分な改修をしてしまうのではないかと、ということだと思います。</p> <p>誰が適切な判断をするのかという内容に対して、質を個人で全部決めるといふ大阪市の考え方は、齟齬がでているのではないかと。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30年度～32年度）（素案）」に対するパブリック・コメント手続きによるご意見の要旨及び本市の考え方」の本市の考え方について、次のとおり下線部を追記します。</p> <p>介護保険の住宅改修につきましては、利用者の方が施工業者を自由に選ぶことができますので、複数の施工業者の見積りを比較する等、ご自身に合った施工業者を選択するほか、事前にケアマネジャー等と住宅改修に関する相談をしていただきますよう、お願いいたします。</p> <p><u>また、住宅改修の申請にあたっては、ケアマネジャー等からの住宅改修に必要な理由書を添付いただき、工事の必要性を事前に確認しています。</u></p> <p><u>さらに、本市では、シルバー人材センターに委託して、工事内容が適正に施工されているかを確認するとともに、施工業者が住宅改修に係る介護給付費等を代理受領できる事業者として登録を受ける際には、登録時の研修で適切な施工を行うよう説明しています。</u></p> <p>介護サービスの利用にあたっては、適切なサービスが提供されるよう集団指導や実地指導等を通じて、事業者に対する指導・助言に取組んでおり、利用者に対しては、適切に介護サービスを利用できるよう各種広報媒体を通じて、周知を図ってまいります。</p> <p><u>ご意見を受けまして、素案P185 - 第8章 - 4 - (4) - 「介護サービスの適正化」の「介護保険住宅改修費適正給付事業」の記載に、事前申請時の確認事項等について、内容の追記を行います。</u></p>	素案に反映
6	野口委員	資料1-2 14ページ 項番 43	<p>本当に医療機関等に行きたくても、医療費が高額になるので、我慢しているお年よりもたくさんいる。</p> <p>生活保護を受けられている方で、医療費の負担がないからといって、医療機関や、整骨院等のサービスを受けに行ったりすることがあると、聞くことがあります。</p> <p>生活保護を受けられている方からも自己負担をとることによって、無駄に使われている医療費などが抑えられるのではないかと。</p> <p>いつでも医療機関等を利用できるという考え方が医療費を押し上げているのではないかと。</p>	<p>生活保護制度では、ひと月に15日以上、同一の医療機関を受診している者を、頻回受診の可能性のある者としております。</p> <p>このような受給者については、医療機関に病状照会を行う等により、医師が受診回数を縮減できると判断した場合、ケースワーカーから指導を行っております。</p> <p>また、大阪市では医療扶助の適正化の観点から、医療費の一部自己負担の導入について、国に対して要望しているところです。</p> <p>さらに、介護保険の自己負担部分は生活保護制度の介護扶助で給付されます。但し、医療保険と違い、介護保険はケアプランに基づき、その人に応じた必要なサービスが提供されることとなります。</p> <p>生活保護受給者は保険料段階の第1段階になりますが、平成29年3月末時点では約73,000人になり、被保険者全体の10.7%を占めています。</p> <p>給付費全体に占める生活保護受給者の給付費の割合については、算出しておりません。</p>	

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映の内容	備考
議題2(資料2)【12月4日大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での意見について】					
2	中尾委員	資料2 2ページ 施設等 の整備 目標 1	<p>地域医療構想では、在宅医療必要量や訪問診療医の必要数を、3年～6年後に向けて、介護施設がどれだけ整備されるのか、介護療養型病床からどれくらいの方が在宅に戻ってくるのかを勘案して、目標を設定しています。</p> <p>介護施設の整備目標数については、在宅医療必要量や訪問診療医の必要数に影響があることを踏まえながら、整備目標数を設定していただきたい。</p> <p>また、機能強化型老人保健施設、介護療養型病床は、介護医療院に移行していきと考えられ、介護施設系のサービスが大きく変わることも踏まえながら考えていただきたい。</p>	<p>介護保険施設の整備については、利用者ニーズや要介護認定者数の伸び等を勘案するとともに、地域医療構想と連携を図り整備目標数を定めて計画的に整備を進めてまいります。</p> <p>新たに創設される介護医療院については、介護療養型医療施設や医療療養病床からの転換意向を踏まえ、機能強化型介護老人保健施設などの動向も注視しながら、整備を進めてまいります。</p>	
3	白澤委員	資料2 3ページ その他 1	<p>高橋委員の意見でもあるように、大阪市にはコーディネーターが多く存在しており、誰が何をしているのかわからない。</p> <p>医療コーディネーター・生活支援コーディネーター、地域包括支援センターがあって、コミュニティソーシャルワーカーなどがあってなにがどうなっているのが煩雑になっている。</p> <p>各区で活動しているこれらのコーディネータを関係図に表すようにすることによって、地域包括支援センターがここがどういう仕事をしているとわかるのではないかと。</p> <p>地域の中で誰がどうなって、地域包括ケアを進めているのかであると市民の皆様もわかりやすくなると思うので、ぜひ検討いただきたい。</p>	<p>高齢者福祉専門分科会等で計画の進捗状況をご確認していただく際に、どのような方が、どのような役割を担っているのか、可視化できるように検討してまいります。</p>	
4	白澤委員	資料2 3ページ その他 1	<p>高齢障がい者の問題は、大変大きいと考えている。</p> <p>障がいのある高齢者については介護保険サービスの適用が優先されるため、障がい福祉サービスを受けていた障がい者が65歳になったときには、障がい福祉サービスから介護保険サービスにつなげていかなければならないが、うまくサービスがつかないということがある。</p> <p>今回の介護保険法の改正で共生型サービスが新たに設けられたが、大阪市の計画に盛り込まれているのか。</p> <p>また、うまくサービスをつなげるためには、障がいの相談機関と高齢者の相談機関の連携が重要であるが、そういった観点についても計画に盛り込まれているのか。</p>	<p>障がいのある方が65歳以上になっても従来から障がい福祉サービスで受けてきたサービスを継続して受けやすくするよう、介護保険又は障がい福祉サービスの事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくする特例として、今回の制度改正において共生型サービスを新たに設けます。</p> <p>なお、共生型サービスの内容につきましては、素案P191の「地域共生型サービス」の項目で記載しております。</p> <p>また、委員のご指摘を踏まえて、素案P153中段「ア高齢者の総合支援」に次の下線部を追記します。</p> <p>「地域包括支援センターでは、高齢者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントに基づく効果的な介護予防サービス等を提供することとあわせて、地域で安心して暮らせるよう総合相談支援・権利擁護業務、地域の多職種協働・多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援や地域住民・専門機関等の地域ネットワークの形成を行うとともに、引き続き、様々な相談支援機関と連携し、切れ目なく円滑に介護サービス等が受けられるように支援を行います。」</p> <p>また、大阪市では概ね中学校区ごとに地域包括支援センター又は総合相談窓口(ランチ)を設置しており、地域包括支援センターと総合相談窓口(ランチ)は連携して総合相談支援・権利擁護業務を行います。」</p>	素案に反映

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映の内容	備考
議題3【第9章への追記及び第10章の修正について】					
1	森委員	素案 97	<p>大阪市の単身高齢者の認定率が36.0%となっており、その他の世帯の17.2%と比較すると、非常に高くなっている。年齢も関係するとは思いますが、認定率が倍以上違う原因を教えてください。</p> <p>また、単身で要介護状態になると、重度化がより進行すると聞いております。今後、単身高齢者における要介護認定率の推移について、どのような見通しをお持ちかということと、単身世帯に向けた適切なサービスということについて、どのようにお考えかお聞かせください。</p>	<p>2人以上の世帯の場合、家族等の支援によって生活が可能となっているケースもあると考えられますが、単身世帯の場合にはそうした支援が得にくいことから、単身世帯の認定率が高くなっているものと推測されます。</p> <p>また、単身高齢者の要介護認定率については、今後も、高くなっていくと考えております。</p> <p>単身世帯に向けた適切なサービスについてですが、本市ではひとり暮らし高齢者に対する取組みに加えて、ひとり暮らし高齢者を含むすべての高齢者を対象とした地域における見守りなどの多くの取組みを行っています。</p> <p>ひとり暮らし高齢者に関する取組みは非常に重要な課題であると考えており、第7期計画では重点的な課題と取組みの一つとして「ひとり暮らし高齢者への支援」の項目を設け、ひとり暮らし高齢者を支えるための主な取組みについて、素案98、99ページに記載しております。</p>	
2	中尾委員	素案 98 99	<p>ひとり暮らし高齢者への支援について、在宅での孤立死が課題となる中、高齢の計画では見守りだけの記載となっている。安否確認だけでなく、医療や介護など必要なサービスにつなげていくなど、行政が積極的に取り組んでいただければと思う。</p>	<p>P98の「ひとり暮らし高齢者」に記載している「地域における要介護者の見守りネットワーク事業」では、孤立死リスクの高い要介護者に対して状況を把握するとともに、医療や介護など必要な支援につなげる取組みを行っており、引き続き積極的に取り組んでまいります。（詳細については、P154の具体的施策に記載）</p> <p>また、安否確認などの見守りだけでなく、医療や介護など必要な支援につなげていることがわかるように、素案p154において「適切な支援につなげます。」という記載を「医療や介護など適切な支援につなげます。」と修正しております。</p>	素案に反映
4	中尾委員	素案 226	<p>在宅医療・介護連携の「自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の記載について、取組内容に「取組みを進めます」となっているが、第7期目標で「検討します。」となっている箇所があるので訂正してほしい。</p> <p>「切れ目のない在宅医療サービスの提供体制のあり方」は、入院している人が在宅に戻れるときに、というイメージがあるので、取組内容を踏まえたものとなっていないのではないかと。</p> <p>研修は、実施すると書いてあるだけなので、具体的に例えばすべての区で実施するなど、もう少し丁寧に設定していただければと思う。</p>	<p>素案226ページに反映しています。</p> <p>在宅医療・介護連携の「自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の記載につきまして、取組みと目標について、整合性を図りました。また、具体的な目標値について、すべての区での実施を目標としているため、それぞれに文言を追記いたしました。</p>	素案に反映

NO	委員名	ページ	ご意見・ご質問等	本市の考え方・計画素案への反映の内容	備考
議題 1 (資料1-2) 【パブリック・コメント手続きの実施結果】					
4	大槻委員	資料1-2 11ページ 項番 33 34 35	社会福祉情報研修センターで研修していることや、加算があるとか、後見人をやっている施設職員の減っているなど、現状はすさんでいるとひしひしと感じる。大阪市としては、人材育成は今のままで十分ではなく、改善が必要ではないか。	地域福祉計画においても、研修・情報センターでの福祉人材確保・育成や、将来の担い手の育成等、今後の福祉人材の確保・育成に取り組みを記載し進めていくこととしています。本市としては、今後とも積極的に取り組んでいます。	
5	高橋委員	資料1-2 13ページ 項番 41	項番4 1、自分の身近なところの訴えをされているんですが、意見を述べられているが、道路とかの考え方の最後の2行がは、このような高齢者の状況があってもご理解・ご協力くださいというという記載でいいのか。	本市におきましては、「大阪市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例」「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、バリアフリーに考慮した勾配により歩道整備を実施しております。条例に基づいた勾配により整備するよう、申請者に対して指導しておりますが、現地状況により困難な場合は、可能な限り緩やかな勾配を設けるよう指導しております。以上のことから、地形的な制約もある中、可能な限りバリアフリー化された安全な通行環境の整備に努めておりますことから「ご理解・ご協力くださいという」としてあります。	
議題 2 (資料 2) 【12月4日大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での意見について】					
1	大槻委員	資料2 1ページ 総論 1	被後見人の方で、誤嚥の方が多いのですが、「かみかみ百歳体操」は誤嚥を防ぐ効果があるのか。	「かみかみ百歳体操」は、十分誤嚥に効果がある。イスに座ってする体操で、要支援、要介護の方でも、誰でも安全に参加でもできる体操です。DVDを見ながら行いますので、誰でも参加できるので、是非ご紹介いただければと思います。	
議題 3 【第9章への追記及び第10章の修正について】					
3	白澤委員	素案 226～	国が示している「自立支援・重度化防止等に係る取組目標」は約80項目ぐらいあるが、計画には記載しないのか。記載されている取組目標については、時系列にしないでよいか。時系列に書くことで、全体的に目標に向かっていくような体裁になると思うので、そのような形で記載するよう検討してほしい。さらに、数値目標は全項目で立てないと取組に対する評価あてできないのではないかと。数字がないのであれば、どうやって数値化するのか。	「自立支援・重度化防止等に係る取組目標」につきましては、素案226ページ以降に記載しています。現在、国から示されている評価指標(案)につきましては、「取組みや目標」を設定するための参考として考えています。「自立支援・重度化防止等に係る取組み」につきましては、本市におきましては、様々な取組みを行っており、その中でも、重点的に取組むことが必要であり、かつ、現在の国の評価指標(案)に沿って、一定の評価ができると思われるものを設定し記載しています。目標の数値化については、事業によっては、数値化になじまないものもあるため、数値化できるものについては、数値で目標を設定しています。また、年度毎に目標を設定しているもの、あるいは、第7期計画期間中に1つの目標として設定しているものなど、事業によって目標の表記が異なっておりますが、取組みや目標の達成状況につきましては、今後、国から示される評価指標に基づき評価を行う必要があることから、年度毎に数値目標を設定していない取組みにつきましても、取組みの達成状況を把握する必要があると考えております。	